

第5章 下水道財政の見通し及び下水道経営のあり方

1 下水道財政の見通し

下水道事業は、地方財政上、水道、交通などと同じく地方公共団体が、経営する公営企業として規定され、その経費は一部の経費を除いて、その使用料収入をもって充てなければならないとされています。そのため下水道事業の会計は、市の一般会計とは別に独立した下水道事業特別会計を設けて財政運営を行っています。

下水道には、雨水の排除、公共用水域の水質保全等の「公的役割」と、生活環境の改善の一つとしてトイレの水洗化等の「私的役割」の双方があり、雨水の排除については、公的性格であることから全て公費で賄う性格とされ、一方、汚水の処理については、私費（使用料など）と公費の適切な分担で賄う性格であるため、国、地方公共団体、市民による適切な費用負担が必要となります。

ただし、多くの市町村において、実際の使用料収入は、本来賄うべき額を確保できておらず、一般会計から定められた基準外の費用繰り入れにより事業の運営がなされている実態があります。

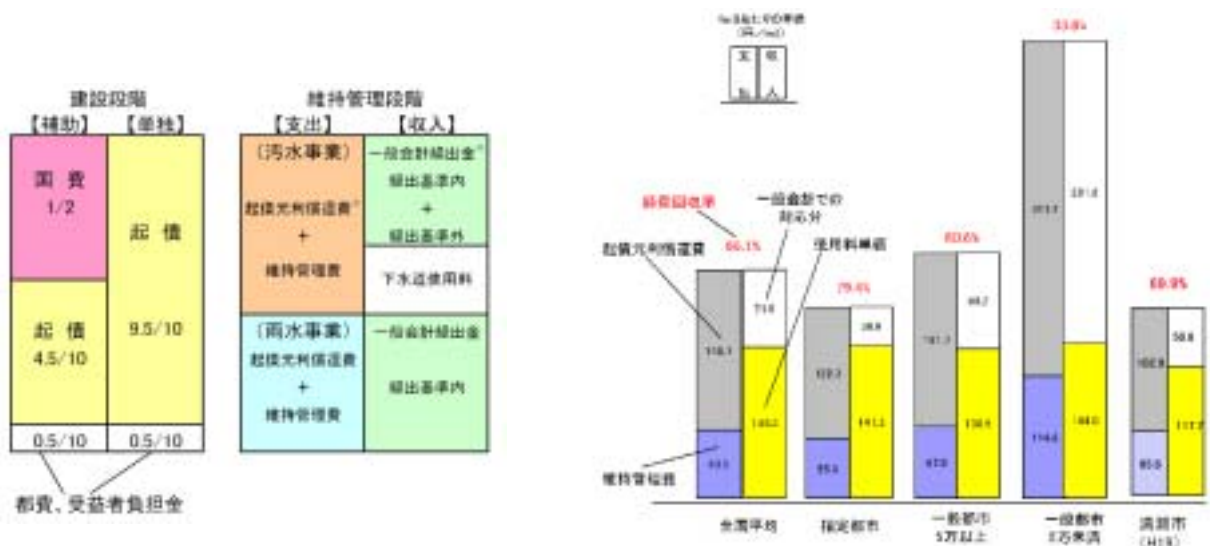


図 - 28 公共下水道事業の一般的な財源構成

※ 平成16年度下水道統計(社)日本下水道協会)をもとに国土交通省下水道部作成
 ※ 経費回収率は、使用料単価(使用料収入/年間有収水量)を汚水処理原単価で除したものである。
 ※ 汚水処理原単価とは、汚水処理費(公費で負担すべき経費を除く)を年間有収水量で除したものである。
 ※ 平成18年度に創設された、分設式下水道に対する必要負担額は考慮されていない

図 - 29 都市規模別の経費回収率

「出典：国土交通省ホームページより」

本市における現在の下水道行政は、下水道使用料で汚水処理費を賄えず一般会計からの繰入金がないと維持できない状況が続いております。

また、各種の施策課題をかかえているなかで、今後の経済情勢を見通すと一般会計から下水道会計への支出を今までのように出すことは厳しい状況にあります。

なお、第3次行財政改革実施計画では、結果として「定期的に料金の見直しを検討していくことで健全な下水道行政を維持することとし、一般会計からの繰入金 の増大を抑制することができる。」としております。

平成20年3月の定例市議会で、下水道財政の健全化を図るため、下水道使用料改定案が可決され、同年10月1日から下水道使用料が改定(平均10%UP)されました。

このことから、使用料改定による経営改善効果は、従来の使用料金と比較し図-30で示すとおりになります。

次に、下水道使用料金改定を踏まえ、今後の財政見通しを示します。

	H19	H20	H21	H22	H23
処理区域内人口(人)	73,547	73,673	73,810	73,993	74,190
水洗化人口(人)	72,409	72,563	72,717	72,965	73,210
水洗化率(%)	98.5	98.5	98.5	98.6	98.7
有収水量(m ³)	7,889,250	7,843,814	7,809,600	7,697,549	7,659,061
使用料収入(千円)	928,800	971,600	1,011,400	992,800	986,200
使用料単価(円/m ³)	117.7	123.9	129.5	129.0	128.8
汚水処理原価(円/m ³)	168.5	167.5	170.0	163.4	157.6
使用料回収率(%)	69.9	74.0	76.2	78.9	81.7
地方債(百万円)	6,255	6,085	5,656	5,449	5,273

「下水道経営健全化計画より」

地方債(百万円)

使用料金(百万円)



図 - 30 地方債と下水道使用料金の推移

2 下水道経営のあり方

(1) 経営健全化の目的

国、地方公共団体ともに厳しい財政状況にあるなか、今後は、整備されたストックを支える管理費用や改築更新への投資の増加、将来的な人口減少による使用料収入の減少等が見込まれることを踏まえ、都市の経済活動や快適な市民生活を支える下水道サービスを持続的に提供していくには、安定した下水道経営の実現が不可欠であり、そのためには、下水道管理者は経営基盤の強化を図るとともに、長期的な視点に立って計画的な管理・経営を行っていくことが重要であります。

(2) 経営課題

水洗化率の向上

下水道事業は、先行的に施設整備を行い、当該施設により提供する汚水処理サービスの対価として使用料を徴収することにより、下水道整備に要した経費を回収するものであります。また、このような経費は汚水量の多寡に関連しない固定的な経費でもあることから、早期に水洗化率を改善し施設の利用効率を高めるとともに、有収水量の増加による使用料収入の確保を図り、投資した資本費を早期に回収し、経営の健全性を確保する必要があります。

維持管理の効率化

公共下水道の管理運営費の1/3が維持管理に要する経費であり、管理運営費を抑制し、住民負担を極力軽減するためには、維持管理にあたって組織の簡素合理化、定員管理の適正化を推進し、経費の徹底的な抑制を図る必要があります。

下水道使用料の適正化

汚水処理費の回収率は、平成19年度は69.9%であり、使用料金改定後の平成23年度についても81.7%の見込みであることから、一般会計からの繰入金を削減するため、下水道使用料金の定期的な見直し検討が必要であります。

(3) 近隣都市との比較

近隣都市と比較し、本市における経営状況については、下表のとおりです。
 下水道使用料単価は、近隣都市とほぼ同等であります。使用料回収率については、平成 18 年度の使用料回収率は、71.4%であり、多摩 26 市の平均約 77%（平成 18 年度）を下回っている状況にあります。

下水道使用料の適正化を考慮すると、汚水処理原価と使用料単価を等しく成るようにする必要がありますので、今後経営健全化に向けた取り組みが必要であります。

	小金井市	国分寺市	福生市	東大和市	西東京市	東村山市	清瀬市
処理区域内人口(人)	112,009	116,681	61,000	82,179	192,764	148,235	73,547
水洗化人口(人)	111,897	114,242	60,830	80,460	185,632	145,567	72,409
水洗化率(%)	99.9	97.9	99.7	97.9	96.3	98.2	98.5
有収水量(m ³)	12,494,846	13,470,000	8,700,000	8,826,972	19,537,098	15,866,803	7,889,250
使用料収入(千円)	1,073,365	1,606,130	1,019,208	1,115,000	1,811,429	2,061,000	928,800
使用料単価(円/m ³)	85.9	119.2	117.2	126.3	92.7	129.9	117.7
汚水処理原価(円/m ³)	78.2	146.0	139.0	363.7	205.0	344.0	168.5
使用料回収率(%)	109.8	81.5	84.3	34.7	45.2	37.8	69.9
職員数(人)	11	15	6	9	11	9	7
地方債(百万円)	2,859	22,828	8,208	14,870	18,347	28,245	6,255

図 - 31 近隣市の財政状況（平成 19 年度）

「各市下水道経営健全化計画より」

(4) 経営健全化の取り組み

下水道経営の健全化のためには、収入・支出面において経営基盤強化のための取り組みを進める必要があります。具体的な収入・支出両面の改善策の取り組みとしては、以下のものが挙げられます。

収入の確保という面で見ると、水洗化率の向上により有収水量を確保することや、適切な使用料水準の設定を行うことにより、収入不足を最小限にする必要があります。

支出の面で見ると、下水道施設整備費用のうち市負担分の大部分を占める起債は、将来に亘りその元金及び利息を償還していくものでありますが、下水道管理費（維持管理費＋起債元利償還金）のうち、この起債元利償還金が占める割合は3分の2程度と多くを占めていることから、整備コスト縮減の取り組みは、将来の起債元利償還金を抑える上でも重要なポイントです。

改善方策（収入面）

水洗化率の向上

戸別訪問や意見交換などによる各住民の意識向上と住民意向の把握
接続にあたっての住民に対する技術支援等
計画段階など早期の段階からの情報提供
（下水道事業の必要性、整備の予定時期、下水道整備に伴う住民の責務・負担）

適切な下水道使用料の設定・見直し

長期的な収支の見通し、有収水量の見通し（接続の向上）、公費負担（自治体財政）の状況などを踏まえた使用料水準の設定
住民負担の理解を得るための経営状況等の必要な情報の積極的提供

有収水量の確保

有収水量を確保する対策として、誤接続や違法接続の早期発見のための戸別訪問等の取り組み

改善方策（支出面）

不明水 の削減

不明水の原因の把握と原因に応じた対応策の重点実施

人件費の削減

行政組織の簡素・効率化

これまでに、市全体として職員定員適正化計画第3次行財政改革実施計画（計画期間：平成15～18年度）に沿って86名（14.6%）の人員削減を実施し、今後も集中改革プランへの対応として策定した第3次行財政改革実施計画改訂版（計画期間：平成19～20年度）に基づき2年間で33名（6.5%）の削減を実施しました。

なお、今後の定員計画については、「集中改革プランに対する基本的考え方」に沿い平成22年度に職員総数450人（平成20年4月現在471名）を目途に人員削減を実施し、平成23～24年度においても引き続き定員の適正化の取り組みを継続し、行財政改革を進めていきます。

一方、下水道事業従事職員数は下表のとおりであり、類似団体と比較すると、職員一人当たりの負担が重い数値となっておりますが、今後も定員の適正化の取り組みを継続し、効率的な運営に努めていきます。

類似団体	人口		職員数		職員一人当たり人口	
	H19.3.31	H20.3.31	H19.4.1	H20.4.1	H19	H20
国立市	72,215	72,345	11	11	6,565	6,577
福生市	58,753	58,681	6	6	9,792	9,780
狛江市	76,169	76,131	6	6	12,695	12,689
東大和市	81,288	81,977	9	8	9,032	10,247
清瀬市	72,572	72,416	7	7	10,367	10,345
武蔵村山市	67,855	68,728	9	8	7,539	8,591
稲城市	78,847	80,066	11	11	7,168	7,279
あきる野市	80,213	80,843	12	13	6,684	6,219
合計	587,912	591,187	71	70	8,280	8,446

図 - 32 近隣市の職員一人当たり人口状況

「下水道経営健全化計画より」